

計画の趣旨

国は、教育基本法の理念の実現に向け、教育振興の道筋を明らかにすることが重要であると示しています。そして、地方公共団体には、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための計画を定めることが求められています。こうしたことから、教育委員会では本年1月、本計画を策定しました。

計画の位置付け

- ①教育基本法の規定に基づく、本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。
- ②市の「まちづくりの方針」となる第2次南丹市総合振興計画(2018～2027年度)の部門別計画とします。
- ③本市の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画として、広く市民に周知し、教育行政に対する市民の理解を深めます。
- ④本計画の着実な実現を図るため、毎年度進捗状況の把握や評価を行い、重点課題を整理した上で、実践の方向性を「南丹市教育の指針」(下図)として、計画の具体化を図ります。

計画の期間

計画の期間は平成30年度から10年間とし、5年間を目途に見直しを図ります。

| 年度 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | ... | 2027 | |
|-------------|----------|------|------|------|----------|------|-----|------|--|
| 南丹市教育振興基本計画 | 計画期間10年間 | | | | | | | | |
| | | | | | 計画見直しの目途 | | | | |
| 南丹市教育の指針 | → | → | → | → | → | → | → | → | |



▲年度毎に見直し、実践の方向性の具体化を図る南丹市教育の指針



▲10年間を見据えた第2次南丹市教育振興基本計画

check! 計画・指針は市教育委員会ホームページから見るができます。